

地域福祉総合推進事業の実施について

平成6年6月23日
社援地第73号
厚生省社会・援護局長

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをすすめるため、福祉サービス事業を企画実施する市区町村社会福祉協議会を育成、拡大し、地域の実情に即したきめ細かな地域福祉活動の展開を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「地域福祉

総合推進事業実施要綱」を定め、平成6年4月1日から適用することとしたので、御了知のうえ、管下の社会福祉協議会等に周知徹底を図るとともに、本事業の適正かつ円滑な実施について十分指導されたい。

地域福祉総合推進事業実施要綱

1 目的

都道府県・指定都市社会福祉協議会の市区町村社会福祉協議会に対する支援、指導体制を確保するため、市区町村社会福祉協議会が行う在宅福祉サービス等の事業の開発検討及び在宅福祉サービス等の事業を担当する社会福祉協議会職員の養成訓練等を実施し、併せて、ふれあいのまちづくり事業の効果的な実施方法等の助言、支援を行うことにより、市区町村社会福祉協議会の事業型化の推進及びふれあいのまちづくり事業の効果的実施の確保を図り、もって地域福祉の総合的な推進を目的とすること。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県・指定都市社会福祉協議会とすること。

3 事業内容

(1) 事業型社協推進事業

在宅福祉サービス開発の検討

ア 市区町村社会福祉協議会が自ら行う在宅福祉サービス等の事業の種類、実施方法等について、先駆的に取り組んでいる事業やモデル的に実施させた事業をもとに、有識者を交えて開発、検討を行うこと。

イ 先駆的な事業を実施する県外の社会福祉協議会を実地に調査し、情報収集を図ること。

ウ 管下市区町村社会福祉協議会に対し、先駆的な事業やモデル的に実施している事業の取り組み状況等の情報を定期的に提供すること。

エ モデル事例集や在宅福祉サービスマニュアル等を作成し、管下市区町村社会福祉協議会に配布すること。

事業担当職員の養成訓練

社会福祉協議会自ら実施する事業を担当する職員を対象に、専門的な援助技術、ケースマネジメントの展開方法、個別ケーススタディ等の養成訓練を行うこと。

巡回指導の実施

在宅福祉サービス等の事業の実施が不十分な社会福祉協議会に対して、事業を開始するための実施方策、活動手法等を助言、指導するとともに、

既に事業を実施している社会福祉協議会に対して、その事業の拡充のための情報提供を行う等により育成、支援すること。

その他

事業型社会福祉協議会を育成、支援していくために必要な事業。

(2) ふれあいのまちづくり推進指導事業

ア 評価委員会の設置

ふれあいのまちづくり事業（平成3年9月20日社庶第206号厚生省社会局長通知）を実施する市区町村社会福祉協議会の支援、普及、啓蒙方策及びその事業効果を評価測定する委員会を設置すること。

イ 研究協議会の開催

事業成果や実施上の問題点についての情報交換及び効果的な活動方策の検討を行うための研究協議会を定期的を開催すること

ウ その他

ふれあいのまちづくり事業の効果的実施を支

援、普及するために必要な事業。

4 職員の配置

事業の実施に当たっては、事業の企画立案及び運営に当たる「福祉活動指導員」等必要な職員を置くこと。

5 報告

事業実績については、少なくとも毎年1回以上当職に報告すること。

6 経費の補助

本事業の実施に係る経費の補助については、社会福祉事業助成費補助金交付要綱に定めるところによるものとする。